

固定資産税 共有代表者変更届出書

年 月 日

九重町長 殿

変更後の 新代表者 【自署】 	住所 (所在地)	〒 —		
	ふりがな			
	氏 名 (名 称)	 <small>(認印可)</small>	生年月日	年 月 日
			電話番号 () —	
変更前の 旧代表者 【自署】	住所 (所在地)	〒 —		
	ふりがな			
	氏 名 (名 称)	 <small>(認印可)</small>	生年月日	年 月 日
			電話番号 () —	
やむを得ない事情により旧代表者の署名を得られない場合のみ記載				

下記の留意事項に承諾の上、共有する固定資産の代表者の変更をしたいので連署して届け出ます。

留意事項	①	持分登記がなされていて所有権のある方が代表者となってください。それ以外の方は代表者となることができません。ただし、未登記家屋の場合はお尋ねください。(※家屋所有者届等の提出)
	②	この届出による共有代表者の変更は、原則として翌年度からの取扱いとなります。
	③	新代表者は、該当する共有物件に係る固定資産税の納税通知書等の文書を共有者全員を代表して受領することとなります。
	④	共有物件に係る納税義務は、地方税法第10条の2に規定する連帯納税義務であり、共有代表者が誰であるかに関わらず、共有者全員が連帯して納税する義務を負います。
	⑤	持分移転等により共有者の人数に変更があった場合、変更のあった物件の共有者のうちから町が新たに共有代表者を指定することとなるため、本届出の新代表者が共有者とならない場合があります。
	⑥	町が送付した文書の不着返戻等の事情により、新代表者に送付することが不相当であると判断した場合は予告なく本届出書の新代表者とは異なる共有者を町が代表として指定する場合があります。
	⑦	代表者の変更について他の共有者から照会があった場合、本届出内容を他の共有者に公開(閲覧、複写等)する場合があります。
	⑧	届出書記載内容に不備がある場合、または旧代表者の署名がない場合でその理由が相当の合理性が認められないと町が判断したときは変更内容が認められない場合があります。

※以下の記入は不要です。(町が処理のため利用します。)

カナ検索 漢字検索 “%”検索

<p>●異動する納税義務者番号 (複数の場合は全て記載)</p>	<p>●電算処理</p> <div style="border: 1px solid gray; display: inline-block; padding: 2px 10px; margin-top: 10px;">入力済</div>
----------------------------------	---